

小児科外来診療料

小児かかりつけ診療料 1

持続血糖測定器加算 及び 皮下連続式グルコース測定

外来後発薬品使用体制加算 3

外来感染対策向上加算

明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書をご希望があれば発行しております。

外来ベースアップ評価料（1）

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書をご希望があれば発行しております。

機能強化加算

当院では地域におけるかかりつけ医療機関として 患者さんの健康管理に関する 相談、保険、福祉サービスなどの相談 休日夜間の問い合わせの対応、必要に応じて専門病院や地域の中核病院への連携、紹介を行います。

医療情報取得加算・医療DX 推進体制整備加算

当院はマイナ保険証の利用を通じて患者さんの医療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めます。（電子処方箋の発行にも対応してまいります。）

マイナ保険証により正確な情報を取得・活用することで、より質の高い医療を提供できるため、マイナ保険証を積極的にご利用ください。

明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書をご希望があれば発行しております

一般名処方加算・後発医薬品使用体制加算

・後発薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みをいたします。
・後発薬品のある医薬品について特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

長期処方・リフィル処方について

当院では院内処方で行なっておりますが 院外処方でも可能です。いつでもご申し付け下さい。当院では患者さんの状態に応じて、

・28 日以上の長期処方を行うこと・リフィル処方箋を発行することのいずれも行うことが可能です。

なお長期処方及びリフィル処方箋の交付が対応可能かは医師が判断いたします。

夜間早朝加算に関する事項

当院は、平日の日診 8:30～18:00、土日の 8:30～12:00 を診療時間と定めています。平日 18:00 以降、土曜日 12:00 以降、日曜日に関しては、夜間早朝等加算（初診、再診共に）を頂戴しています。

時間外対応加算 3 に関する事項

診療所を継続的に受診している患者からの電話等による問い合わせに対し、原則として当該診療所において、常時対応できる体制を取っております。

当院では。また緊急時の入院体制の取れた医療機関、また緊急時の入院体制の取れた医療機関とも連携しています。（広島市立舟入市民病院、厚生連広島総合病院 など）

時間外電話対応について

当院に継続的に受診されている患者さんに限り、平日 18 時から 22 時まで（土曜日は 12 時から 22 時まで）、ご本人あるいはご家族から治療に関して、電話による問い合わせが可能です。これに伴い、「時間外対応加算 3」の算定をいたします。電話対応ができない場合できるだけ速やかにコールバックいたしますが、連絡がない場合は下記へのご案内願います。

地域の急病・救急医療機関の連絡先をご案内いたします。

① 平日および土曜日の 22 時以降、② 休診日および休日は 広島県小児救急電話相談（#8000）

当院への時間外問い合わせの際、必要な指示をさせていただいた場合は「再診」となります。後日来院された際に「再診料」を請求させていただくことがあります。また、急病・救急で病院を受診する際、当院からの紹介状あるいは情報提供書がない場合は「初診時自己負担金（病院により金額が異なります）」が必要となる場合があります。ご理解の上、ご利用ください。